

2026 年度 公益財団法人全日本柔道連盟 転倒外傷予防指導員資格養成講習会（愛知）開催要項

1. 目的

本講習会は、子どもから高齢者、さらには運動機能が低下した人々の安全な生活を支えるための指導ができる人材を養成することを目的とする。特に、高齢者の転倒や外傷の予防に向けて、柔道の動きや受身の技術を活用し、転倒予防に資する運動指導ができる指導者を養成することで、柔道の社会的価値を広め、地域の健康づくりや介護予防に貢献する人材の育成を図る。

2. 主催

公益財団法人全日本柔道連盟

3. 協力

公益社団法人日本柔道整復師会

4. 養成講習会について

本講習会は、以下の通り、オンデマンド講習（動画視聴・確認テスト）と対面講習で構成されている。講習内容については「8. 実施内容」を参照すること。

(1) オンデマンド講習（約 50 分）

受講期間：2026 年 5 月 21 日（木）～6 月 4 日（木）

《オンデマンド講習（動画視聴・確認テスト）の受講方法について》

当連盟の登録会員は、Judo-Member システムを利用して受講するものとする。

当連盟の登録会員でない者は、後日、事務局より送付する所定の URL よりオンデマンド動画を視聴の上、指定のフォームにてテストを受験するものとする。

※オンデマンド動画視聴後に確認テストを受験し、合格した者のみが対面講習に参加できる。確認テストは 75%以上の正答で合格となる。

※オンデマンド動画視聴およびの確認テストの詳細は、5 月中旬に一斉メールにて案内予定。併せてテキストも郵送にて送付する。

(2) 対面講習（4 時間）

開催日程：2025 年 6 月 6 日（土）14:00～18:00

場 所：米田柔整専門学校 柔道場（愛知県名古屋市西区枇杷島二丁目 3 番 13 号）

5. 受講者

定員：最大 30 名程度

6. 受講料

2,000 円

※受講料は当日、受付にてお支払いください
(お釣りのないようご準備をお願いいたします)。

7. 受講条件

- (1) 全日本柔道連盟の指導者資格 (A~C) を保持 (登録) している者、または別紙資料 1 に記載の資格を有する者。

※全日本柔道連盟の登録会員でない場合であっても、別紙資料 1 に記載の資格を有する方は受講可能とする。ただし、**当該資格の認定を有効とするためには、後日、本連盟への登録を要する**ものとする。なお、合格者に対しては、当連盟の登録会員には対面講習実施後に認定証を発行し、登録会員でない場合は受講後に修了証を発行する。

- (2) 参加にかかる費用を (参加費・交通費等) を自弁できること

8. 実施内容

- (1) オンデマンド講習 (約 50 分)

- ① 挨拶・概要説明 2 分 (紙谷)
- ② 転倒予防の基礎 7 分 (柵山)
- ③ 高齢者と柔道 9 分 (井汲)
- ④ 転倒のリスクを高める要因 13 分 (三浦)
- ⑤ 転倒リスクおよび機能評価 10 分 (中島)
- ⑥ 講習会ロールプレイにおける概要と注意点 12 分 (山田・國本)

- (2) 対面講習

対面講習として約 4 時間 (認定証の配布時間含む) の講習を行う。

- ① 講師によるロールプレイの実践方法と注意点の説明 20 分程度
- ② ロールプレイ 約 2 時間 30 分
- ③ 実践形式発表 約 1 時間
- ④ 認定証配布 約 10 分

- (3) その他テキストによる自宅学習

9. 資格認定合否判定基準

- ・オンデマンド講習の受講および試験に合格していること
- ・対面講習 (ロールプレイ) における課題発表等の評価
上記の成績を総合的に判断し合否を決定する。

10. 資格認定合否の発表について

合否については、原則対面講習会当日に行うものとする。

ただし、必要に応じて、本連盟の「転倒外傷予防指導員資格審査委員会」を開催したうえで後日発表する場合もある。

11. その他

- (1) 資格の有効期限は1年間とする。本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に本連盟の定める更新講習会を受講しなければならない。
- (2) 対面講習会必携品：筆記用具、テキスト、必要であれば PC、服装は動きやすい服装（トレーニングウェア等）とする。
- (3) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本連盟が養成講習会関係資料の発送等で利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。
- (4) 本講習会で撮影された写真、または動画等の映像が、全柔連ホームページ、公式 SNS、全柔連広報誌「まいんど」などに掲載される場合がある。参加申込の提出をもって、個人情報および肖像権の取扱いについて承諾があったものとして取り扱う。

12. 本資格の取得によって可能となること

- (1) 認定証を交付する。
- (2) 資格取得後は、自所属等において転倒予防講習会を実施する際、「全柔連公認転倒外傷予防指導員」の名称を用いて活動することが可能となる。
- (3) 全日本柔道連盟が主催する「転倒予防教室」等の事業において、講師として依頼する場合がある。

13. 参加申込み等

- (1) 申込は **5月17日（日）** までに下記の URL もしくは QR コードより、受講者本人が申込を行うこと。

<https://form.run/@promotion-4bTv63KN9J5ezOh3EcvQ>



- (2) 本資格に関する問い合わせ

(公財) 全日本柔道連盟 振興課

TEL : 03-3818-4430 / E-mail : promotion@judo.or.jp

以上